

第20期全国審判員研修会 実 施 要 綱

団体用

2023年10月

公益社団法人日本武術太極拳連盟

第20期全国審判員研修会を、下記の要領で実施します。公認太極拳・公認拳術 新規受講者および現在公認太極拳2～3級審判員、公認拳術2～3級審判員を対象に、1) 「公認太極拳審判員」と、2) 「公認拳術審判員」の2種類の資格の認定研修と認定試験を行います。試験の成績に応じて、「公認太極拳審判員」1～3級、および「公認拳術審判員」1～3級の資格を認定します。受講・受験申請者は「公認太極拳審判員」または「公認拳術審判員」の2種類の資格のいずれかを選んで申請していただきます。

武術太極拳競技を支える人材として、今期の研修会にふるって参加されますようご案内いたします。

また、資格認定研修・試験に既に審判員資格を有している方の研修参加を認めます。詳細を後述しますので、積極的にご参加ください。

審判認定研修・試験

1. 受験資格：

全国審判員研修会に参加する人は、都道府県連盟会長の推薦を受けた人であって、なおかつ、下記の条件のいずれかを満たす人でなければなりません。

- 1) 太極拳審判受験希望者は、2022年度までに「太極拳2段以上（2段～4段）」の技能検定登録をしている人
- 2) 拳術審判受験希望者は、2022年度までに「長拳2級以上（2級～初段）」の技能検定登録をしている人、
- 3) すでに「公認拳術審判員」の資格を有し、「公認太極拳審判員」の認定試験を受ける場合は、2022年までに「太極拳初段（初段～4段）」の技能検定登録をしている人

2. 資格の範囲と職能：

資格の種類：「公認太極拳審判員」は一級、二級、三級の三種類、「公認拳術審判員」は一級、二級、三級の三種類、の資格とする。

各人が申請した資格の試験の成績に応じて下記の資格を発給する。

「公認太極拳審判員」の職能：

一級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「太極拳種目」、「伝統拳術種目」および「JOC ジュニア大会拳術種目」の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判業務をすることができる。

二級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「太極拳種目」の套路審判およびすべての種目の業務審判の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判長を除く審判業務をすることができる。

三級審判員

都道府県大会およびブロック大会の套路、業務審判員および所属団体大会その他の競技会等の審判業務をすることができる。

「公認拳術審判員」の職能：

一級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「拳術種目」、「伝統拳術種目」および「JOC ジュニア大会太極拳種目」の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判業務をすることができる。

二級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「拳術種目」の套路審判およびすべての種目の業務審判の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判長を除く審判業務をすることができる。

三級審判員

都道府県大会およびブロック大会の套路、業務審判員および所属団体大会その他の競技会等の審判業務をすることができる。

※全国性の競技会、大会とは「全日本選手権」「JOC ジュニアオリンピックカップ」「国民スポーツ(旧体育)大会」「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」の4つを指す。

3. 研修カリキュラム・認定試験と資格取得：

各会場とも「公認太極拳審判員養成講習会・認定試験」「公認拳術審判員養成講習会・認定試験」を実施し、学科理論、各論、採点実習、採点試験の各分野で統一した講習と統一基準に基づく試験を行う。試験の成績に基づいて、各級審判員資格を付与する。ただし、「公認太極拳審判員」または「公認拳術審判員」を有する人は、学科審判法総論の受講と学科試験の受験を免除し、**参加は第1日目午後からとし、12:30から受付を開始とする。**受講・受験料と会場設備費用は新規受験者と同額。

第20期全国審判員研修会からの変更点：

第19期までは、すでに「公認太極拳審判員」または「公認拳術審判員」を有する受験者に対しても、学科試験および採点試験を行っていましたが、有資格者はすでに学科試験を通過していることを加味して、第20期より公認審判員の有資格者は学科試験の受験を免除し、採点試験のみの受験とします。

4. 実施日程：

日程：下記の2会場で全国審判員研修会を実施する。受講・受験者は下記のいずれか1会場を選んで申請する。

1) 東京会場： 2024年2月3日(土)～4日(日)

会場名： 東京・「日本連盟トレーニングセンター」

東京都江戸川区松江1-9-15

TEL 03-6231-4911

2) 大阪会場： 2024年2月24日(土)～25日(日)

会場名： 大阪市・「大阪トレーニングセンター」

大阪市西淀川区御幣島3-14-24

TEL 06-6478-3003

5. 統一タイムスケジュール：

	第1日	第2日
午前	9:00～ 9:30 受付 9:30～ 9:45 開講式・諸注意 9:45～11:15 学科 審判法総論（共通） 〈11:15～11:30 休憩〉 11:30～12:30 学科試験 〈12:30～13:30 昼食休憩〉	9:20～ 9:50 受付 10:00～11:15 採点練習（太極拳） 採点練習①（拳術） 〈11:15～11:30 休憩〉 11:30～12:30 採点試験①（太極拳） 採点練習②（拳術） 〈12:30～13:30 昼食休憩〉
午後	13:30～15:00 審判法各論（太極拳・拳術） 〈15:00～15:15 休憩〉 15:15～17:00 採点法（太極拳・拳術）	13:30～16:00 採点試験②（太極拳） 採点試験（拳術） 16:00 解散

※太極拳と拳術では演技時間に差があり、映像研修にかかる時間が異なるため、予定が多少前後することがあります。それぞれ現場の講師がその都度指示しますので、それに従ってください。

6. 受講・受験料と会場設備用：

1) 受講・受験料；

「公認太極拳審判員」 申請者1人 1万5千円

「公認拳術審判員」 申請者1人 1万5千円

2) 会場設備費用（会場費とビデオ機材設置費用等）；

「公認太極拳審判員」 申請者1人 5千円

「公認拳術審判員」 申請者1人 5千円

研修および採点試験の効果を挙げるために、ビデオモニターを設置して実施します。ビデオ資料、ビデオによる試験問題の作成費等が加わるため、上記の金額となっていますのでご了承下さい。

7. 受験申請方法：

都道府県連盟が一括して申し込み：

都道府県連盟が、下記の申請書類をまとめて、下記の申請期限までに一括して申し込んで下さい。
個人の直接申込は受理しません。

1) 「受験申請書」（様式－1）と「顔写真」：

所定の事項を記入し、申請者本人印を付し、受験者の顔写真1枚（ヨコ2.5cm×タテ3cm、裏面に氏名を記入したもの）を添付する。

2) 「受験申請書一括送付状」（書式－1）：

参加者の人数、金額等を記入して、「受験申請書」に添付して日本連盟に提出する。

3) 受講・受験料：

上記の「受験申請書一括送付状」に記入された受講・受験料の金額を、下記の指定口座に振り込んで納付して下さい。

受験申請期限：

受験申請書類と受講・受験料は、2023年12月1日(金)までに日本連盟に必着のこと。

期限を過ぎた申請は、準備作業の都合上、受け付けられません。

受講・受験料納付指定銀行口座： みずほ銀行 四谷支店

口座番号：（普通）1025478 口座名義：公益社団法人日本武術太極拳連盟

8. 受験票・会場案内の配布：

受験申請が受理された人の受験票、会場案内は事前に都道府県連盟宛に送付します。

特記事項「受験票」：

期限内に申請手続きを完了し、日本連盟から都道府県連盟・加盟団体を通じて「受験票」を配布された受験者が、実施当日に「受験票」を持参して受付で提示しなかった場合は、いかなる事情があっても、受講・受験することはできません。公認審判員の資格試験に「受験票」の不携帯は、容認されません。

9. 資格の受給手続：

- 1) 研修終了後、講師および試験委員による成績評価に基づき、連盟審判委員会および常務理事会の審査を経て、上記資格の該当者を決定し、都道府県連盟宛に通知します。
- 2) 通知を受けた人は、決定通知時に都道府県連盟宛にあらためて送付される「審判員資格登録申請書」に記入し、指定の顔写真2枚(ヨコ2.5cm×タテ3cm)を都道府県連盟を通じて送付し、下記の登録料を都道府県連盟を通じて、納付していただきます。**なお日本連盟に納付される登録料の50%は会費として計上されます。**

- | | | | | |
|----------------|------------|-------|---|-----|
| 3) 認定登録料 (不課税) | 「公認太極拳審判員」 | 一級審判員 | = | 3万円 |
| | | 二級審判員 | = | 2万円 |
| | | 三級審判員 | = | 1万円 |
| | 「公認拳術審判員」 | 一級審判員 | = | 3万円 |
| | | 二級審判員 | = | 2万円 |
| | | 三級審判員 | = | 1万円 |

上記手続を終了した人に対して、連盟は、連盟会長名で発行する「公認太極拳審判員認定証」または「公認拳術審判員認定証」と「公認太極拳審判員証明書」または「公認拳術審判員証明書」(いずれも顔写真付)を交付します。

4) 資格の存続期間

資格の有効期限は2年間とし、更新できるものとします。

今期取得の資格有効期間は2024年4月1日から2年間=2026年3月31日まで

10. 教材について：

今期の研修及び試験は、以下の教材を使用して実施します。

- ①2013年6月改訂発行の『競技ルールと審判法』
40～41 ページ 武術太極拳競技審判員が備えるべき条件 (共通)
13 ページ 第2章 長拳の採点方法 (拳術)
21 ページ 第3章 剣術、刀術、槍術、棍術の採点方法 (共通)
26～27 ページ 第4章 南拳の採点方法 (拳術)
33 ページ 第5章 太極拳の採点方法 (太極拳)
- ②同上
3 ページ 第3条 順位決定
2010年4月発行『2005年国際武術套路競技規則』
4～5 ページ 第17条 順位の確定
- ③2010年4月発行『2005年国際武術套路競技規則』
- ④2023年1月発行『武術太極拳 新国際ルール補助ルール (2023)』(受験申請受理後に配布)

以上のうち、①と②は学科試験の範囲としますので、事前に十分学習しておくようお願いします。

「2013年6月改訂発行『競技ルールと審判法』」、「2010年4月発行『2005年国際武術套路競技規則』」は各自で事前に入手し、受験申請受理後に配布する「2023年1月発行『武術太極拳 新国際ルール補助ルール (2023)』」と併せて、必ず当日持参してください。

有資格者研修

既に公認太極拳審判員または公認拳術審判員の資格を有している方は全国審判研修会に参加することができます。主に、以下のような方を対象にしています。

- ・ 審判としてすでに活動しており、レベルアップのための学習をしたい方
- ・ 今後、現在の資格からの昇級を目指すために、事前学習を希望する方
- ・ 太極拳審判で今後拳術審判を目指す、または拳術審判で今後太極拳審判を目指すために、事前学習を希望する方

1 日目午前の学科研修・試験は除き、1 日目午後から参加が可能です。また、現在の資格（太極拳・拳術）に限らず、どちらの研修も選択できます（両方の研修を行き来することは認めません）。

今回の研修では、講習だけでなく、試験にも参加していただきます。試験はすべて採点し、結果を等級などの形式でお知らせします。ぜひ、自己研鑽の参考にしてください。

試験の結果にかかわらず、現在所有している資格（級）に変更はありません。たとえば、試験の結果が非常に良かったとしても昇級は申請できず、結果が思わしくなくとも降級はありません。昇級を希望する方、別の（太極拳または拳術）資格を希望する方は「有資格者研修」ではなく、必ず「受験者」として申請してください。

実施会場と実施日程は上記の審判認定研修・試験の内容をご覧ください。**参加は第1日目午後からとし、12:30 から受付を開始**します。

また、受講資格を確認するため、当日は現在所有している審判員の「証明書」を持参してください。「証明書」を受講票の代替としますので、必ず忘れずに持参してください。

参加費

- 1) 受講料；
申請者1人1万2千円
- 2) 会場設備費用（会場費とビデオ機材設置費用等）；
申請者1人5千円

参加申込み方法：

都道府県連盟が一括して申し込み：

都道府県連盟が、認定試験受験者の申込書類とともに、申込期限までに一括して申し込んで下さい。個人の直接申込は受理しません。

- 1) 「参加申込書」（様式-2）：

所定の事項を記入し、申込者本人印を付す。（受講者の確認は審判員「証明書」をもって行いますので、写真の添付は必要ありません。）

- 2) 「申込書一括送付状」（書式-2）：

参加者の人数、金額等を記入して、「参加申込書」に添付して日本連盟に提出する。

- 3) 受講料：

上記の「申込書一括送付状」に記入された受講料の金額を、認定試験受験者の受講・受験料の金額とあわせて指定口座に振り込んで納付して下さい。

以上

添付書類：「**受験申請書（様式-1）**」

「**有資格者研修参加申込書（様式-2）**」

「都道府県連盟用**受験申請書一括送付状（書式-1）**」

「都道府県連盟用**有資格者参加申込書一括送付状（書式-2）**」